

①事業名	【12】特別支援教育体制推進事業	
②主管課及び関係課(課長名)	特別支援教育課 (課長：瀧本 寛)	
③施策目標及び達成目標	<p>施策目標2-1 確かな学力の育成</p> <p>達成目標2-1-8 障害のある児童生徒について、関係機関と連携しながら、きめ細やかな指導等を行う特別支援教育を推進する。</p> <p>施策目標2-2 豊かな心の育成</p> <p>2-2-7 地域における関係機関と連携しながら、各学校における支援体制の整備を図ることにより、LD・ADHD・高機能自閉症等を含め、障害のある子ども一人一人のニーズに応じ、適切な指導及び必要な支援の充実を図る。</p>	
④事業の概要	<p>近年、医学や心理学等の進展、社会におけるノーマライゼーションの理念の浸透等により、障害の概念や範囲も変化している。現在、盲・聾・養護学校(小・中学部)においては、現在、約43.5%(肢体不自由養護学校においては約74.8%)の児童生徒が重複障害学級に在籍しており、障害の重度・重複化が進んでいる。また、平成14年に文部科学省が実施した全国実態調査では、小・中学校の通常の学級に在籍している児童生徒のうち、LD・ADHD・高機能自閉症により学習や生活の面で特別な教育的支援を必要としている者が約6%程度の割合で存在する可能性が示されており、これらの児童生徒に対する適切な指導及び必要な支援は、学校教育における喫緊の課題となっている。</p> <p>このため、文部科学省においては、LD・ADHD・高機能自閉症等を含めた障害のある子どもの教育について、障害のある児童生徒等の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童生徒等一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導や必要な支援を行う特別支援教育を推進している。</p> <p>今後、次期通常国会において学校教育法等における特別支援教育の位置づけを明確化すること等を検討しているところであるが、併せて平成19年度までに各学校においてLD・ADHD・高機能自閉症等を含め、障害のある児童生徒等に対する特別支援教育体制が整備されるよう「特別支援教育体制推進事業」を実施する。</p> <p>(事業内容)</p> <p>校内委員会や専門家チームの設置、特別支援教育コーディネーターの指名、巡回相談の実施、個別の教育支援計画の策定等を実施するとともに、小・中学校はもとより、幼稚園及び高等学校も含め、乳幼児期から就労に至るまでの一貫した支援体制の整備を推進する。</p> <p>また、平成18年度においては、これらの事業と併せ、以下の取組を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域人材(特別支援教育ボランティア)を活用した支援体制の整備</li> <li>○障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との相互理解を促進するために交流及び共同学習を推進</li> <li>○情報の共有化など、関係機関間の連携を促進するための「相談支援手帳モデル」の作成</li> </ul>	
⑤予算額及び事業開始年度	平成18年度概算要求額：233百万円(平成17年度予算額：202百万円) 事業開始年度：平成15年度	
⑧得ようとする効果及び上位目標との関係	平成19年度までに、各学校における支援体制の整備を進める。その際には、地域人材の活用や関係機関の連携を推進し、各地域の実情に応じた多様な支援体制の整備を図り、障害のある児童生徒の生活や学習上の困難を改善又は克服し、豊かな心の育成に資する。	<p>⑨達成年度</p> <p>平成19年度</p>
⑩必要性	<p>各学校におけるLD等を含めた障害のある児童生徒への支援体制整備については、平成15年度からの当該事業等を通じた取組により、着実に整備が進んでいるところはあるが、まだまだ十分と言える状態にはない。今後、平成19年度までに各学校において支援体制の整備を確実に進めるためには、平成18年度においても引き続き、本事業を実施する必要がある。</p> <p>また、改正障害者基本法(平成16年6月)や発達障害者支援法(平成17年4月)の施行等を踏まえ、国の責務として、LD等を含めた障害のある児童生徒等への関係機関と連携した総合的な支援体制の整備が求められているところである。</p>	
⑪効率性	障害のある児童生徒等については、乳幼児期から就労までの一貫した支援が必要であ	

	り、本事業を推進するに当たっては、厚生労働省等との関係省庁間の連携のみならず、各地域においても福祉、医療、労働等の関係諸機関との十分な連携・協力を行うことにより、効率的な事業の実施に努める。	
⑫ 想定できる代替手段との比較考量	本事業は国から各都道府県に対する委嘱事業にて行うが、仮に地方自治体の財源により実施することとした場合には、支援体制の実施方法・整備状況について、地域差が生じる恐れがある。そのため、国が本事業を通じて全国各地における体制の整備を促進する必要がある。	
⑬ 有効性	指標・参考指標	本事業については、主な指標として、校内委員会の設置率、LD等についての実態把握の実施率、特別支援教育コーディネーターの指名率、巡回相談員や専門家チームの活用状況等が考えられる。
	効果の把握の仕方	小・中学校におけるLD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒への教育支援に関する体制整備の実施状況調査により把握する。(平成15・16年度については把握済)
	得ようとする効果の達成見込み及びその判断根拠	本事業については、平成15年度から実施しており、着実な進展がみられるところ。平成18年度においても本事業の推進により、支援体制の一層の充実が見込まれる。
⑭ 公平性、優先性	改正障害者基本法(平成16年6月)や発達障害者支援法(平成17年4月)の施行等を踏まえ、障害のある児童生徒の教育の一層の充実を図ることが求められている。 なお、次期通常国会において、特別支援教育の推進に関連する法改正を行うことを検討しており、緊急性が高い。	
⑮ 評価に用いたデータ・情報・外部評価等	本事業については、「特別支援教育を推進するための制度のあり方について(中間報告)」(平成16年12月1日中央教育審議会)より関連の提言があったところ。また、⑬有効性の指標・参考資料については、平成16年度小・中学校におけるLD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒への教育支援に関する体制整備の実施状況調査により関連指標を入手した。	
⑯ 備考	特別支援教育の推進に係る制度の改正については、平成19年度からの新制度導入を目途として、次期通常国会に関連する法改正を行うことを検討している。	

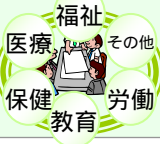
# 特別支援教育体制推進事業

国

文部科学省

広域特別支援連携協議会

関係部局のネットワークの構築



特別支援教育コーディネーター  
養成研修の実施

相談手帳モデル  
の作成【新規】

専門家チーム  
の設置

巡回相談  
の実施

都道府県

推進地域

地域人材（特別支援教育ボランティア（仮称））  
を活用した支援体制の一層の整備【新規】

盲・聾・養護学校

教育センター

幼稚園

校内体制の整備

小・中学校

校内体制の整備

校内委員会の設置  
特別支援教育コーディネーターの指名  
個別の教育支援計画 策定  
障害のある子どもと障害のない子どもの相互理解促進

高等学校

校内体制の整備

医療機関

児童相談所

通園施設

早期発見  
1.6歳児健診  
3歳児健診  
就学時健診

早期発達支援  
幼稚園  
保育所

特別支援教育  
小・中・高校  
放課後支援  
学童保育

就労移行支援  
高校  
就労支援  
障害者職業センター

地域生活支援  
支援センター

個別の支援計画に基づく一貫した支援体制の整備